

新	旧	備考
<p style="text-align: center;">貿易一般保険運用規程</p> <p style="text-align: center;">平成 13 年 4 月 1 日 01-制度-00034 沿革 (略) <u>平成 22 年 9 月 27 日 一部改正</u></p> <p>第 1 条 ～ 第 22 条 (略)</p> <p>(本邦外子会社を経由する取引における貿易一般保険の取扱い)</p> <p>第 2 3 条 本邦輸出者等 (以下、「親会社」という。) が本邦外に所在する子会社との間で輸出契約等を締結し、当該子会社が当該輸出契約等に係る輸出貨物等又は技術等を他の外国法人に販売又は提供する契約を締結した場合であって、当該輸出契約等に係る保険契約につき当該外国法人及びその所在国において生じた事由をてん補事由とする場合においては、対象となる親会社及び子会社は会社法 (平成十七年七月二十六日法律第八十六号) に規定する親会社及び子会社とする。</p> <p>第 24 条 ～ 第 25 条 (略)</p> <p>(一の輸出契約又は仲介貿易契約が二以上の包括<u>特約書</u>の対象となる場合の取扱い)</p> <p>第 2 6 条 貿易一般保険包括保険 (企業総合) 特約書 (以下この条及び第 3 6 条において「企業総合包括特約書」という。) の締結者については、当該企業総合包括特約書の附帯別表第 1 に記載された貨物又は附帯別表第 1 に記載された部門が扱う貨物に係る輸出契約又は仲介貿易契約 (技術提供特約書の対象となるもの及び賃貸料に係るものを除く。以下この条及び次条において同じ。) は、他の包括特約書の対象としない。ただし、貿易一般保険包括保険 (企業総合) の引受基準について (平成 1 3 年 4 月 1 日 01-制度-00073) 「別紙 1</p>	<p style="text-align: center;">貿易一般保険運用規程</p> <p style="text-align: center;">平成 13 年 4 月 1 日 01-制度-00034 沿革 (略)</p> <p>第 1 条 ～ 第 22 条 (略)</p> <p>(本邦外子会社を経由する取引における貿易一般保険の取扱い)</p> <p>第 2 3 条 本邦輸出者等 (以下、「親会社」という。) が本邦外に所在する子会社との間で輸出契約等を締結し、当該子会社が当該輸出契約等に係る輸出貨物又は技術等を他の外国法人に販売又は提供する契約を締結した場合であって、当該輸出契約等に係る保険契約につき当該外国法人及びその所在国において生じた事由をてん補事由とする場合においては、対象となる親会社及び子会社は会社法 (平成十七年七月二十六日法律第八十六号) に規定する親会社及び子会社とする。</p> <p>第 24 条 ～ 第 25 条 (略)</p> <p>(一の輸出契約又は仲介貿易契約が二以上の包括<u>保険</u>の対象となる場合の取扱い)</p> <p>第 2 6 条 貿易一般保険包括保険 (企業総合) 特約書 (以下この条及び第 3 6 条において「企業総合包括特約書」という。) の締結者については、当該企業総合包括特約書の附帯別表第 1 に記載された貨物又は附帯別表第 1 に記載された部門が扱う貨物に係る輸出契約又は仲介貿易契約 (技術提供特約書の対象となるもの及び賃貸料に係るものを除く。以下この条及び次条において同じ。) は、他の包括保険の対象としない。ただし、貿易一般保険包括保険 (企業総合) の引受基準について (平成 1 3 年 4 月 1 日 01-制度-00073) 「別紙 1 2 年</p>	

<p>2年未満案件の解釈等」に適合する2年未満案件に限る。</p> <p>2 保険契約は、輸出契約又は仲介貿易契約ごとに一の保険契約の締結を原則とするが、一の輸出契約又は仲介貿易契約に基づく輸出貨物等（第61条第2号に該当する場合の非対象貨物を含む。以下この項及び次項において同じ。）の中に二以上の包括特約書（企業総合包括特約書を除く。以下この条において同じ。）の対象貨物が含まれている場合（二以上の包括特約書間において対象貨物が競合する場合を除く）は、商品別にそれぞれ該当する包括特約書の対象として取り扱うこととし、該当する包括特約書の対象となる部分に分割して保険契約を締結することとする。</p> <p>3 輸出貨物等が二以上の包括特約書間において競合する場合の当該輸出貨物等は、次のとおり取り扱う。</p> <p>一 貿易一般保険包括保険（機械設備）特約書（以下「機械包括特約書」という。）以外の包括特約書間において競合する場合は、当該貨物の使用目的により該当する包括特約書の対象とし、使用目的不明のときは貨物名に基づき該当する包括特約書の対象とする。</p> <p>二 機械包括特約書と当該特約書以外の包括特約書が競合する場合は、機械包括特約書以外の包括特約書の対象とする。</p> <p>4 前項の場合、関係する包括特約書の締結者の同意があるときは、いずれかの包括特約書に基づく保険契約の申込みを行うことができるものとする。ただし、当該申込みに係る包括特約書の締結者の定款に定める以外の貨物についてはこの限りでない。</p> <p>5 第2項の規定により分割して保険契約を締結する場合の保険価額及び保険金額は、次の各号により算出する。</p> <p>一 保険価額</p> <p>イ 元本 輸出契約又は仲介貿易契約の総額に建値を基準とする当該包括特約書に係る輸出貨物等の代金又は賃貸料の各々の額の当該輸出契約又は仲介貿易契約の輸出貨物等の代金又は賃貸料の総額に対する割合を乗じて得た額</p> <p>ロ 金利その他</p>	<p>未満案件の解釈等」に適合する2年未満案件に限る。</p> <p>2 保険契約は、輸出契約又は仲介貿易契約ごとに一の保険契約の締結を原則とするが、一の輸出契約又は仲介貿易契約に基づく輸出貨物等（第61条第2号に該当する場合の非対象貨物を含む。以下この項及び次項において同じ。）の中に二以上の包括特約書（企業総合包括特約書を除く。以下この条において同じ。）の対象貨物が含まれている場合（二以上の包括特約書間において対象貨物が競合する場合を除く）は、商品別にそれぞれ該当する包括特約書の対象として取り扱うこととし、該当する包括特約書の対象となる部分に分割して保険契約を締結することとする。</p> <p>3 輸出貨物等が二以上の包括特約書間において競合する場合の当該輸出貨物等は、次のとおり取り扱う。</p> <p>一 貿易一般保険包括保険（機械設備）特約書（以下「機械包括特約書」という。）以外の包括特約書間において競合する場合は、当該貨物の使用目的により該当する包括特約書の対象とし、使用目的不明のときは貨物名に基づき該当する包括特約書の対象とする。</p> <p>二 機械包括特約書と当該特約書以外の包括特約書が競合する場合は、機械包括特約書以外の包括特約書の対象とする。</p> <p>4 前項の場合、関係する包括特約書の締結者の同意があるときは、いずれかの包括特約書に基づく保険契約の申込みを行うことができるものとする。ただし、当該申込みに係る包括特約書の締結者の定款に定める以外の貨物についてはこの限りでない。</p> <p>5 第2項の規定により分割して保険契約を締結する場合の保険価額及び保険金額は、次の各号により算出する。</p> <p>一 保険価額</p> <p>イ 元本 輸出契約又は仲介貿易契約の総額に建値を基準とする当該包括特約書に係る輸出貨物等の代金又は賃貸料の各々の額の当該輸出契約又は仲介貿易契約の輸出貨物等の代金又は賃貸料の総額に対する割合を乗じて得た額</p> <p>ロ 金利その他</p>	
---	---	--

イにより算出した元本に基づき輸出契約又は仲介貿易契約に定める計算方法により算出した額

二 保険金額は、前号により算出した保険価額に基づき当該包括特約書で定めるところに従い算出した額

(消費財包括保険の対象となる輸出契約について限度額設定型貿易保険の保険関係が成立した場合の取扱い)

第26条の2 貿易一般保険包括保険(鋼材)特約書(以下「鋼材特約書」という。)又は貿易一般保険包括保険(化学品)特約書(以下「化学品特約書」という。)の対象となる一の輸出契約について限度額設定型貿易保険約款第2条第1項の規定による保険関係が成立した場合、同約款(関連規程を含む。)の規定のみを適用するものとして取り扱う。ただし、当該輸出契約が同約款第9条第1項第1号のいずれかに該当する場合はこの限りではない。

2 前項の場合は、鋼材特約書第1条第1項又は化学品特約書第1条第1項の規定による申込みがなされなかったときであっても、鋼材特約書第1条第1項又は化学品特約書第1条第1項の規定による申込がなされたものとみなす。

(一の輸出契約又は仲介貿易契約が包括特約書及び簡易通知型包括保険の対象となる場合の取扱い)

第26条の3 簡易通知型包括保険契約の締結者については、当該簡易通知型包括保険の対象となる部門が扱う貨物に係る輸出契約又は仲介貿易契約は、包括特約書の対象としない。ただし、2年未満案件に限る。

第27条 ～ 第58条 (略)

(支払限度額の設定)

第59条 特約書第5条第2号に規定する支払限度額(以下この章及び別表第2において「支払限度額」という。)は、次項の規定により算出される額(以下「暫定限度額」という。)を基礎として特約書締結者の希望等を勘案のうえ設定し、当該特約書締結者に通知するものとする。

なお、支払限度額の設定の取扱いは別表第2に掲げるとおりとする。ただし、輸出契約等の締結の相手方と当該輸出契

イにより算出した元本に基づき輸出契約又は仲介貿易契約に定める計算方法により算出した額

二 保険金額は、前号により算出した保険価額に基づき当該包括特約書で定めるところに従い算出した額

第27条 ～ 第58条 (略)

(支払限度額の設定)

第59条 特約書第5条第2号に規定する支払限度額(以下この章及び別表第2において「支払限度額」という。)は、次項の規定により算出される額(以下「暫定限度額」という。)を基礎として特約書締結者の希望等を勘案のうえ設定し、当該特約書締結者に通知するものとする。

なお、支払限度額の設定の取扱いは別表第2に掲げるとおりとする。ただし、輸出契約等の締結の相手方と当該輸出契

約等に係る代金の支払人が異なる場合の別表第2における輸出契約等の相手方とは、当該輸出契約等に係る代金の支払人をいうものとする。

2 支払限度額の設定の基礎となる暫定限度額は、次の各号に定める輸出実績額を基礎として以下の算式により算出する。

[算式：暫定限度額の算定]

$$\text{輸出実績額} \times \frac{\text{平均ユーザンス}}{\text{正味ユーザンス}} \times 90\%$$

(注) 1. 平均ユーザンスとは、一の輸出契約等に係る取引の額（付保実績額を輸出実績額とする場合は、一の保険契約に係る保険価額）と最終船積日から決済日までの期間（付保実績額を輸出実績額とする場合には、約款第3条第2号のてん補危険に係る保険期間。）をもとに加重平均により算出した平均支払猶予期間（日数は30日単位で切り上げとする。）をいう。

2. 正味ユーザンスとは、輸出実績額を算出する期間中に締結した輸出契約等（付保実績額を輸出実績額とする場合には保険契約。以下この項において同じ。）に係るユーザンスの合計日数から同期間中の一の輸出契約等に係るユーザンスと他の一の輸出契約等に係るユーザンスとの重複期間の合計日数を控除した日数をいう。ただし、正味ユーザンスが360日を超えるとき又は特約書の締結時にあつて当該正味ユーザンスが不明なときは360日とする。

一 特約書の締結時（特約書の締結時に支払限度額を設定した場合であつて、特約書第1条に規定する特約期間（以下この章及び別表第2において「特約期間中」という。）に次条第3項に基づき支払限度額を増額設定する場合及び同条第4項に基づき支払限度額を減額設定する場合を含む。）にあつては、特約書の締結予定日の17月前から1年間の輸出契約等に係る取引金額（ILCにより決済された場合はそ

約等に係る代金の支払人が異なる場合の別表第2における輸出契約等の相手方とは、当該輸出契約等に係る代金の支払人をいうものとする。

2 支払限度額の設定の基礎となる暫定限度額は、次の各号に定める輸出実績額を基礎として以下の算式により算出する。

[算式：暫定限度額の算定]

$$\text{輸出実績額} \times \frac{\text{平均ユーザンス}}{\text{正味ユーザンス}} \times 90\%$$

(注) 1. 平均ユーザンスとは、一の輸出契約等に係る取引の額（付保実績額を輸出実績額とする場合は、一の保険契約に係る保険価額）と最終船積日から決済日までの期間（付保実績額を輸出実績額とする場合には、約款第3条第2号のてん補危険に係る保険期間。）をもとに加重平均により算出した平均支払猶予期間（日数は30日単位で切り上げとする。）をいう。

2. 正味ユーザンスとは、輸出実績額を算出する期間中に締結した輸出契約等（付保実績額を輸出実績額とする場合には保険契約。以下この項において同じ。）に係るユーザンスの合計日数から同期間中の一の輸出契約等に係るユーザンスと他の一の輸出契約等に係るユーザンスとの重複期間の合計日数を控除した日数をいう。ただし、正味ユーザンスが360日を超えるとき又は特約書の締結時にあつて当該正味ユーザンスが不明なときは360日とする。

一 特約書の締結時（特約書の締結時に支払限度額を設定した場合であつて、特約書第1条に規定する特約期間（以下この章及び別表第2において「特約期間中」という。）に次条第3項に基づき支払限度額を増額設定する場合を含む。）にあつては、特約書の締結予定日の17月前から1年間の輸出契約等に係る取引金額（ILCにより決済された場合はその2分の1の額とし、ILC以外の方法により決済され

<p>の2分の1の額とし、I L C以外の方法により決済された場合であって特約書附帯別表第3に掲げる輸出契約等に係るものを除く。)の合計を輸出実績額とする。ただし、日本貿易保険が特に認めた場合はこの限りではない。</p> <p>二 すでに特約書第2条第1項の規定により登録されている輸出契約等の相手方について支払限度額の設定をする場合(次条第2項ただし書により支払限度額を変更する場合、<u>同条第3項により支払限度額を増額設定する場合及び同条第4項により支払限度額を減額設定する場合</u>を含む。)には、特約書の更新日(特約書の更新時に支払限度額を設定した場合であって、特約期間中に次条第3項に基づき支払限度額を増額設定する場合<u>及び同条第4項に基づき支払限度額を減額設定する場合</u>を含む。また、特約書第1条に規定する特約期間中に支払限度額を設定する場合にあつては、支払限度額の設定の申請を行った日)の17月前からの1年間に特約書に基づいて締結された保険契約に係る保険価額(約款第4条第12号又は第14号のいずれかに該当する事由をてん補する保険契約における約款第3条第2号又は第4号のてん補危険に係る保険価額とし、I L Cにより決済された場合はその2分の1の額とする。)の合計額を輸出実績額とする。</p> <p>三 特約書の更新時又は特約期間中に特約書第2条第1項の規定により登録される輸出契約等の相手方について支払限度額を設定する場合(当該設定後であつて、特約期間中に次条第3項に基づき支払限度額を増額設定する場合<u>及び同条第4項に基づき支払限度額を減額設定する場合</u>を含む。)には、輸出実績額はないものとみなす。ただし、同条第2項の規定により登録を削除してから2年を経過していない場合においては、前号の規定を準用する。</p> <p>3 特約書の締結者は、支払限度額の設定に際し、前項に規定する暫定限度額を超える場合その他日本貿易保険が特に必要と認める場合には、原則として、輸出契約等の相手方ごとに次の書類を提出するものとする。</p> <p>一 支払限度額申請書提出前3月以内に発行された信用調査報告書</p>	<p>た場合であつて特約書附帯別表第3に掲げる輸出契約等に係るものを除く。)の合計を輸出実績額とする。ただし、日本貿易保険が特に認めた場合はこの限りではない。</p> <p>二 すでに特約書第2条第1項の規定により登録されている輸出契約等の相手方について支払限度額の設定をする場合(次条第2項ただし書により支払限度額を変更する場合<u>及び同条第3項により支払限度額を増額設定する場合</u>を含む。)には、特約書の更新日(特約書の更新時に支払限度額を設定した場合であつて、特約期間中に次条第3項に基づき支払限度額を増額設定する場合を含む。また、特約書第1条に規定する特約期間中に支払限度額を設定する場合にあつては、支払限度額の設定の申請を行った日)の17月前からの1年間に特約書に基づいて締結された保険契約に係る保険価額(約款第4条第12号又は第14号のいずれかに該当する事由をてん補する保険契約における約款第3条第2号又は第4号のてん補危険に係る保険価額とし、I L Cにより決済された場合はその2分の1の額とする。)の合計額を輸出実績額とする。</p> <p>三 特約書の更新時又は特約期間中に特約書第2条第1項の規定により登録される輸出契約等の相手方について支払限度額を設定する場合(当該設定後であつて、特約期間中に次条第3項に基づき支払限度額を増額設定する場合を含む。)には、輸出実績額はないものとみなす。ただし、同条第2項の規定により登録を削除してから2年を経過していない場合においては、前号の規定を準用する。</p> <p>3 特約書の締結者は、支払限度額の設定に際し、前項に規定する暫定限度額を超える場合その他日本貿易保険が特に必要と認める場合には、原則として、輸出契約等の相手方ごとに次の書類を提出するものとする。</p> <p>一 支払限度額申請書提出前3月以内に発行された信用調査報告書</p>	
--	--	--

<p>二 その他日本貿易保険が求める書類</p> <p>4 特約書第5条第3号に規定する運用規程に定めるものは、次のいずれかのものをいう。</p> <p>一 第2項に規定する輸出実績額がないもの</p> <p>二 暫定限度額が特約書附帯別表第1に掲げる金額未満となったもの</p> <p>三 第1項の規定により支払限度額の設定を調整していく過程において、第2項に規定する輸出実績額がある（前号に該当する場合を除く。）にもかかわらず、支払限度額を設定しないことが適当と認められたもの</p> <p>(支払限度額等の効力等)</p> <p>第60条 支払限度額及び特約書第5条第3号の規定によるてん補率の制限（以下「てん補率の制限」という。）の効力発生日は、特約書の締結日又は特約書の更新日とする。ただし、貿易一般保険包括保険（企業総合）手続細則（平成13年4月1日 01-制度-00027。以下この章において「手続細則」という。）第3条第1項から第5項までの規定による申請が特約期間中になされた場合には、当該申請に係る支払限度額及びてん補率の制限の効力発生日は設定の日とする。</p> <p>2 前項の規定により効力が発生した支払限度額の変更及びてん補率の制限がなされている輸出契約等の相手方の支払限度額の設定は、特約書の更新時に限り認めるものとする。ただし、支払限度額0円の輸出契約等の相手方にあつては、特約期間中1回に限り支払限度額を変更することができる。</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、既に支払限度額を設定している場合（支払限度額が0円の場合を除く）であっても、原則として最新の支払限度額の設定日から3月を経過した後であれば、支払限度額の増額を申請することができ、日本貿易保険がこれを認める場合に限り、特約期間中1回に限り支払限度額を増額設定するものとする。</p> <p><u>4 第2項の規定にかかわらず、既に支払限度額を設定している場合であっても、支払限度額の減額を申請することができ、日本貿易保険がこれを認める場合に限り、特約期間中1回に限り支払限度額を減額設定するものとする。</u></p>	<p>二 その他日本貿易保険が求める書類</p> <p>4 特約書第5条第3号に規定する運用規程に定めるものは、次のいずれかのものをいう。</p> <p>一 第2項に規定する輸出実績額がないもの</p> <p>二 暫定限度額が特約書附帯別表第1に掲げる金額未満となったもの</p> <p>三 第1項の規定により支払限度額の設定を調整していく過程において、第2項に規定する輸出実績額がある（前号に該当する場合を除く。）にもかかわらず、支払限度額を設定しないことが適当と認められたもの</p> <p>(支払限度額等の効力等)</p> <p>第60条 支払限度額及び特約書第5条第3号の規定によるてん補率の制限（以下「てん補率の制限」という。）の効力発生日は、特約書の締結日又は特約書の更新日とする。ただし、貿易一般保険包括保険（企業総合）手続細則（平成13年4月1日 01-制度-00027。以下この章において「手続細則」という。）第3条第1項から第5項までの規定による申請が特約期間中になされた場合には、当該申請に係る支払限度額及びてん補率の制限の効力発生日は設定の日とする。</p> <p>2 前項の規定により効力が発生した支払限度額の変更及びてん補率の制限がなされている輸出契約等の相手方の支払限度額の設定は、特約書の更新時に限り認めるものとする。ただし、支払限度額0円の輸出契約等の相手方にあつては、特約期間中1回に限り支払限度額を変更することができる。</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、既に支払限度額を設定している場合（支払限度額が0円の場合を除く）であっても、原則として最新の支払限度額の設定日から3月を経過した後であれば、支払限度額の増額を申請することができ、日本貿易保険がこれを認める場合に限り、特約期間中1回に限り支払限度額を増額設定するものとする。</p>	
---	---	--

<p>5 特約書の更新時における付保実績算出期間後に輸出契約等の相手方について支払限度額を設定した場合（支払限度額を0円から変更した場合及び増額設定した場合を含む。）は、当該支払限度額の効力発生日後直近の特約書の更新日において支払限度額を設定することができる場合に限り、当該支払限度額と同額の支払限度額を当該特約書の更新日に設定するものとする。ただし、支払限度額が0円の輸出契約等の相手方についてはこの限りではない。</p> <p>第61条 ～ 第69条 （略）</p> <p><u>（共通運用規程）</u></p> <p><u>第70条</u> 本規程に規定するもののほか、<u>損失防止軽減義務、回収義務、保険目的等の譲渡その他日本貿易保険が定める各保険に共通の事項については、貿易保険共通運用規程（平成13年4月1日 01-制度-00058）において定める。</u></p> <p><u>附 則</u> <u>この改正は、平成22年10月1日から実施する。</u></p> <p>別表第1 ～ 第2 （略）</p> <p>別紙様式第1 ～ 第5 （略）</p>	<p>4 特約書の更新時における付保実績算出期間後に輸出契約等の相手方について支払限度額を設定した場合（支払限度額を0円から変更した場合及び増額設定した場合を含む。）は、当該支払限度額の効力発生日後直近の特約書の更新日において支払限度額を設定することができる場合に限り、当該支払限度額と同額の支払限度額を当該特約書の更新日に設定するものとする。ただし、支払限度額が0円の輸出契約等の相手方についてはこの限りではない。</p> <p>第61条 ～ 第69条 （略）</p> <p>別表第1 ～ 第2 （略）</p> <p>別紙様式第1 ～ 第5 （略）</p>	
--	--	--